

## 徳島県情報公開審査会答申第240号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成29年1月31日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「〇〇（保安林内の敷地使用に対する契約書及び関係書類）〇〇課 那賀林務」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成29年2月14日、実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、にぎわいづくり課が所管するものについては、「当該請求に係る文書を所有しておらず、文書が存在しない」として公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成29年2月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和4年4月26日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

県が管理・監督する官庁に申入れしたものであり、無いとする拒否決定はおかしい。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭理由説明によると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

審査請求人が請求した「〇〇（保安林内の敷地使用に対する契約書及び関係書類）」とは、公文書公開請求書に添付された「森林権利者共有者名簿」に記載されている森林等権利者である〇〇（以下「本件森林等権利者」という。）と〇〇（以下「〇〇」という。）の間において締結された土地の使用に関する契約書及びその関係書類であると推測される。

森林権利者共有者名簿に保安林の権利者として、本件森林等権利者の記載があり、また添付の地図は森林権利者共有者名簿に記載の所在場所であることから、公開を求めている公文書を〇〇と本件森林等権利者において締結された土地の権利書関係書類と特定した。

〇〇の〇〇の経営事業については、〇〇を活用して地域振興を図ろうとしたもので、県有地を含む〇〇を〇〇に信託し、〇〇というものだった。しかし、〇〇、このままでは将来的に〇〇が生じるとの懸念から、県議会の議論を経て、〇〇を解除し、県と〇〇及び民間企業が〇〇した、〇〇による経営に転換している。

〇〇は、県の〇〇であるが、県とは別の法人であり、自らの判断と責任により経営を行っているため、〇〇と民有地所有者との契約書類について、実施機関は保有していない。また、〇〇の経営状況を〇〇に報告することとなっているため〇〇の決算書は保有しているが、敷地使用に対する契約書及び関係書類までは保有していない。

以上により、条例第12条第3項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年4月26日	諮問
同 年12月15日	審議（第201回審査会）
令和5年2月9日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第203回審査会）
同 年2月28日	審議（第204回審査会）

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、〇〇の保安林内の敷地使用に係る契約関係書類であって、〇〇課が保有する公文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開を求めるものである。

実施機関によると、公文書公開請求書に森林権利者共有者名簿及び地図が添付され

ていたことから、本件対象公文書を当該森林権利者共有者名簿に記載されている本件森林等権利者と〇〇との間において締結された土地の使用に係る契約書及びその関係書類であると特定したとのことである。

本件請求の請求内容は、〇〇と契約等の相手方を何ら限定されていない。そのため、実施機関と〇〇との間の契約関係書類と見ることができるが、本件請求書に名簿等が添付されていることが認められることから、実施機関が本件対象公文書を〇〇と本件森林等権利者との間において締結された土地の使用に係る契約書及びその関係書類と特定したことには、特段不合理な点はない。

## 2 〇〇について

実施機関によると、〇〇は徳島県、〇〇及び民間企業が〇〇した〇〇である。徳島県は、〇〇に基づき〇〇から経営状況の報告を受けている。

## 3 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関は、〇〇と本件森林等権利者との間において締結された土地の使用に関する契約書及びその関係書類と特定した上で本件対象公文書を保有していないとして、公文書公開請求拒否決定を行った。

実施機関によると、〇〇は県とは別の法人であり、自らの判断と責任により経営を行っているため、〇〇と本件森林等権利者との契約書類は保有していない。また、〇〇の経営状況は、〇〇に報告することとなっているため〇〇の決算書は保有しているが、敷地使用に対する契約書及び関係書類までは保有していないとのことである。

徳島県は、〇〇に基づき〇〇から経営状況の報告を受けている。当該報告書類を確認したところ、事業実績書、財務諸表及び事業計画書は保有していたが、敷地使用に対する契約書及び関係書類はなく、本件対象公文書に該当する書類を保有していないという実施機関の主張は特に不自然・不合理と認められるところはない。

## 4 本件処分の妥当性について

以上のことから、実施機関が本件請求に係る文書を保有していないことを理由として行った本件処分は、妥当であると判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	

喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授	会長職務代理者

綾野隆文委員は、徳島県情報公開審査会審議要領第14条第1項の規定により会長の許可を得て本件事案の調査審議を回避した。